

令和 8 年度移住体験サポート業務委託 仕様書

1. 本仕様書の位置づけ

本書は、本市への移住促進を図るため、秋田県外在住者で、本市への移住を検討している者に対して、自然環境や生活環境など本市での暮らしを一時的に体験できる機会を提供し、移住後のギャップを減らすことや、移住・定住に関する情報発信、移住相談会等を通じた移住検討者との接点創出を一体的に実施する移住体験サポート業務委託の公募型ポロポータル方式による受託者の選定に当たって策定した業務の想定仕様である。受託業務の効果的な遂行に資すると受託者が考えるものについては、想定仕様に追加して提案することを妨げない。

業務の正式な仕様は、契約締結前に調整する場合があるので、その点を踏まえて提案すること。

2. 委託業務名

令和 8 年度移住体験サポート業務委託

3. 目的

秋田県外在住者で、仙北市に移住を検討している方や、仙北市が実施している地域みらい留学により角館高校への入学を検討している生徒及びその家族が、一定期間、実際に仙北市での暮らしを体験する機会を提供するとともに、移住に関する不安や課題の解消を図り、移住の意思形成を促進することを目的とする。

あわせて、Web サイトや SNS 等を活用し、移住体験事業や本市の暮らし・魅力に関する情報を効果的に発信することで、本市への関心層及び移住検討者の拡大を図る。さらに、移住相談会等への出展支援を通じて、移住検討者との接点を創出し、移住体験事業等への円滑な誘導を行うとともに、移住検討者一人ひとりの状況に応じた支援体制を構築することで、将来的な移住・定住の実現につなげることを目的とする。

4. 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5. 業務内容

(1) 移住体験者による移住体験の企画・実施

業務期間中、15 組の移住体験者（地域みらい留学による入学検討者を含む）を想定し、以下を行う。

(ア) 市が別途用意する移住体験事前調整フォームからの情報を元に、移住体験者（検討中の希望者も含む）と仙北市への来訪前にオンラインミーティングを行い、移住体験実施中に求めるサポートなどを把握し、サポートの準備をする。

(イ) 移住体験者の希望に応じて、先輩移住者への移住相談や交流、物件やスーパーマーケット巡り、企業や幼保・学校見学など、仙北市での暮らしがイメージできる内容で、移住のための情報収集につながる地域実情に沿ったサポート計画を作成する。

- (ウ) 移住体験中の移住体験者の滞在場所は、仙北市が指定する市営住宅１戸及び宿泊施設６軒の中から、移住体験者と協議の上決定することを予定しており、いずれも食事の準備や生活全般は移住体験者自身で行うことを予定している。
- (エ) 移住体験者の滞在中、サポート計画を基に移住体験者のサポートを行う。移住体験者の市内移動は基本的に移住体験者自身となるが、必要に応じてレンタカーによる随行等を実施する。
- (オ) 移住体験者のサポート業務の実施にあたり、効率的かつ効果的な業務随行のため、市外の事業者である場合は、仙北市内に活動拠点となる事業所（サテライトオフィス等を含む）を設置すること。
- (カ) 移住体験者が外国人である場合など、言語や制度調査などのより手厚いサポートが必要とされる場合や、起業や就職などにおいて専門知識が必要とされる場合においては、通訳や専門家など外部の協力を得て、事業を遂行すること。また、この場合においては、外部協力者の選抜やかかる経費などについて、発注者と事前の協議を行うこと。

(2) 移住・定住情報に関する情報発信

- (ア) 移住体験事業を周知するためのWebサイトの作成・運営とSNS(Facebook、Instagram,X等)及び必要に応じてパンフレット等による情報発信を行う。（SNSの更新については月２回以上とする）
- (イ) 情報発信の媒体には、移住者インタビュー（３名程度）と移住支援制度を掲載すること。インタビューのアボ取りや謝礼の支払い、記事内容の確認等も含む。
- (ウ) 使用するメディアの選定やアカウントの管理方法、SNSの広告運用等を計画する場合は、市と協議の上、決定する。
- (エ) 移住体験者が１５組に満たない場合は、１組でも多くの移住体験希望者が生じるよう、また次年度以降の募集増加も念頭に置き、発注者と協議の上、（１）から（２）に経費を組み替えて周知の強化を行うことを可とする。

(3) Wi-Fi 環境の整備

(ア) Wi-Fi 環境整備の対象

移住体験ハウス利用期間中、仙北市営松葉住宅東棟 202 号室（仙北市西木町桧木内字松葉 278 番地 2）を対象として Wi-Fi 環境を整備する。

(イ) Wi-Fi 環境整備の条件

本事業の委託契約日から 2 週間以内に利用開始ができ、委託契約完了日までの間で利用が終わるものとする。

また、有線の回線工事を伴うものとせず、ホームルーターまたはポケット型ルーターとし、レンタルタイプ、購入タイプは問わないが、機器代や解約金等も加味の上、事業期間中に予算の範囲内で対応できるものを選択する。なお、購入タイプの場合、委託契約終了後はルーターを発注者に引き渡すこと。

通信速度は最低下り 25Mbps/上り 10Mbps 程度を確保できるものとし、データ容量上限は 30GB/月（ただし上限を超えた場合は従量課金で対応のこと）を目安とする。

(4) 移住相談会等の出展サポート

- (ア) 秋田県主催等で開催される移住相談会・移住フェア（以下「相談会等」という。）の出展に係る運営サポートを行う。※市担当者も相談会等に参加想定。
- (イ) 相談会等の出展に向けた事前準備として展示内容の企画提案等を行う。
- (ウ) 相談会等当日の運営補助（来場者対応、相談記録の整理等）を行う。
- (エ) 相談会終了後のフォローアップ（相談者情報の整理、移住体験事業等への誘導支援）を行う。

(5) 自由提案

事業実施に際し、本市の移住定住の推進に関する取組をより効果的に波及できる提案があれば、その内容を記載すること。ただし、自由提案の実施に要する経費も、委託料の上限の範囲内とする。

(6) 報告書の提出

事業実施の成果物として、委託期間終了までに次のものを提出すること。

- (ア) (1)～(5)の実績内容を、全体のまとめと移住体験者毎の内容が分かるように整理した実績報告書。1部（A4縦50頁以内）
 - (イ) 事業実施期間中に作成した各種資料。1部（コピー可）
 - (ウ) 情報発信媒体の効果解析資料。1部
 - (エ) 上記(ア)～(ウ)のデータを格納したCD-RまたはDVD-R。2部
- なお、データはPDFおよび編集可能な形式（Word、Excel、PowerPoint等）とすること。

6. 業務の進め方

委託期間中は、適宜電話・電子メール等で業務の進め方の協議や資料等の確認を行いながら、定期的に担当者との打合せを実施すること（月1回以上）。

7. 留意事項

- (1) この業務を遂行するにあたり受託者が第三者に損害を与えた場合、また業務遂行に際し受託者の従業員や機械・設備等に事故や盗難が発生した場合は、全て受託者の責任において解決すること。
- (2) 受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を再委託する場合は、市と協議の上、承認を得るものとする。
- (3) 受託者が、業務上知り得た秘密や個人情報、再委託先も含めて漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。

8. その他

- (1) 委託料の支払いは、業務完了後の実績報告等に基づき行う。
- (2) 業務内容や業務量に変更が生じた場合は協議の上、必要に応じて仕様を変更すると

もに、契約金額の変更を行うものとする。

(3) 上記(2)の仕様及び契約金額の変更を行う場合は、変更契約により行うものとする。

(4) 変更後の契約金額は、変更内容に基づく実績相当額により算定するものとする。

(5) 本仕様書に定めのない事項は協議の上、決定することとし、打合簿をもって処理する。